

第2節 二酸化炭素の吸収源の確保

1 地球温暖化防止吸収源対策

平成20年、京都議定書で定められた第1約束期間(2008～2012年)が始まりました。

わが国は、この期間内において温室効果ガス排出量を基準年である平成2年(1990年)に比べて6%削減する目標が設定されています。

地球温暖化防止吸収源対策は、削減目標6%のうち、3.8%を森林による二酸化炭素の吸収量として、削減量に換算できることから目標達成に向けた取組がなされています。

しかし、森林吸収源の対象となる森林は、平成2年以降新たに造成された森林及び適切な森林経営が行われた森林に限られています。我が国のように既に多くの森林が造成されている国では、新たな森林の造成を行うのは非常に困難なため、適切な森林経営で必要な吸収量を確保しなくてはなりません。

そこで、国では平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」を定め、さらに同年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定。健全な森林の整備等について政府全体として吸収源対策に取り組む姿勢を明確に示しました。

群馬県では、平成15年12月に、「森林吸収源対策推進プラン」(平成15～19年度)を策定し、森林の整備・保全に努めてきました。

その後、第2次群馬県地球温暖化対策推進計画(新コソコソプラン)を経て、現在では、群馬県地球温暖化対策実行計画(2011～2020)で、森林による二酸化炭素吸収源対策を推進しています。

林野庁においては、こうした国内の取組を正當に

評価するため、全国の育成林を対象に「森林経営」対象森林がどのくらいの割合で存在するかの調査を実施し、そのデータに基づき計算した二酸化炭素吸収量を条約事務局へ報告しています。

なお、群馬県に係る吸収量は表のとおりです。

表2-4-2-1 京都議定書に基づく県内森林吸収量

年度	活 動	排出・吸収量 (千炭素トン)	合計
H17	3条3I項 (ARD)	- 11	93
	3条4I項 (森林経営)	103	
H18	3条3I項 (ARD)	- 12	151
	3条4I項 (森林経営)	163	
H19	3条3I項 (ARD)	- 11	220
	3条4I項 (森林経営)	230	
H20	3条3I項 (ARD)	- 11	239
	3条4I項 (森林経営)	250	
H21	3条3I項 (ARD)	- 14	182
	3条4I項 (森林経営)	197	

ARD、A:新規植林、R:再植林(開墾地 林地)、D:森林減少

民有林・国有林の合計値

吸収量はプラス(+)、排出量はマイナス(-)

四捨五入のため、内訳と合計が一致しない。

H19までは試行

2 森林の二酸化炭素吸収量認証制度

この制度は、企業や自治体、ボランティア団体などが、森林所有者等との間で協定を結んで行う植栽や間伐などの森林づくり活動を、京都議定書の枠組みに準じて二酸化炭素吸収量として認証するものです。

群馬県地球温暖化防止条例においても森林所有者や事業者、県民は、森林の保全・整備に努めなければならないとされています。そこでこの認証制度を通じて多くの方に森林づくり活動について関心を寄せていただき、企業等が行う森林づくり活動を広げ、地球温暖化防止対策の一環として森林の保全・整備を推進します。

この制度で認証するのは、手入れをした森林が一年間に生長する量から計算された二酸化炭素量です。例えば、35年生のスギを1ヘクタール間伐した場合は1年間で11.7トンの二酸化炭素量に、また広葉樹を植栽した場合は1ヘクタールあたり4.4トンの

二酸化炭素量に相当します。

認証制度では、吸収量を記載した認証書を発行しています。森林づくり活動への貢献度が目に見える形になり、取組の励みにもなると好評です。

これまで長い間放置されていた森林も、企業や自治体、ボランティア団体のみなさんの手で光を取り戻し元気によみがえります。群馬県では、二酸化炭素の吸収を促す森林づくり活動を、この制度を通じて今後も広くお知らせしていきます。



手入れをして元気になった森林



認証書

コラム CO₂削減に向けた企業の取組 ~ CO₂吸収量認証制度の事例 ~

群馬県内でも、社会的責任を果たす取組（CSR活動）の一環として森林づくり活動に取り組む企業・団体は年々増えています。

そんな中、参加していただくみなさんの活動を少しでも目に見える形にしたいという思いから、森林づくり活動によって吸収される量を算出し認証する「CO₂吸収量認証制度」を平成22年度からスタートさせました。

初年度に認証をしたのは、東都積水(株)太田工場をはじめとする積水化学グループ（太田市）、利根川源流森林整備隊（みなかみ町）、(株)ミツバ（桐生市）、(株)新エネルギー開発エンジニアリング（埼玉県越谷市）、ネットヨタ群馬(株)（前橋市）、新宿区、サンデン(株)（前橋市）、(株)群馬銀行（前橋市）〔敬称略（ ）内は申請者所在地〕の8つの企業・団体の活動で、このうち2件が苗木を植えて育てる活動、6件が混み合った人工林の間伐などの活動です。

活動の多くは社員や職員を中心に行っていますが、社員研修や地元の方たちとの交流の場として活動するところもありました。森林づくり活動は危険を伴うイメージもありますが、活動を支援するボランティア団体等にサポートをお願いすることで無理なく安全に実施していただきました。

また、イベントとして企画をし、日頃お世話になっているお客様や住民のみなさんをお招きして一緒に活動をしたところもありました。

さらに、森林内での作業の他にも、伐採した間伐材を割り箸に加工したり、整備したフィールドを使って自然観察会を開いたり、活動の幅は大きく広がっています。

各社・各団体とも、環境への配慮や貢献への意識がひときわ高く、地元地域を巻き込んだり、積極的に広報を行うなど、「CO₂を少しでも減らしたい」という思いを森林の吸収力に託し、大変熱心に活動されています。



森林を育み森林に親しむことで二酸化炭素の削減を目指す